



# バイナリ形式で組み込まれる その条件をGNU GPLv2で見ると

3. あなたは上記第1条および2条の条件に従い、**許諾条件1** (BSDライセンス) の『プログラム』 (あるいは第2条における別名) をオブジェクトコードないし実行形式で複製または頒布することができます。 **許諾内容**

ただし、その場合あなたは以下のうちどれか1つを実施しなければならない

a) 著作物に、『プログラム』に対応した完全かつ機械で読み取り可能なソースコードを**添付する**。(0項) **「ソース公開」とは書いていない**

b) 著作物に、(0項) ソースコードを、(0項) 提供する旨述べた少なくとも3年間は有効な書面になった**申し出を添える**。(以下省略) **許諾条件2**

この二つの行為を合わせて私は「ソース開示」と読んでいる。  
ソース開示方法a)とb)のメリット/デメリットをご存じだろうか？

ソース開示方法による違い	a) ソース添付	b) 申し出添付
製品にソース格納媒体が	<b>必要</b>	不要
著作権表示・ライセンス	同梱済み	<b>抽出要</b>

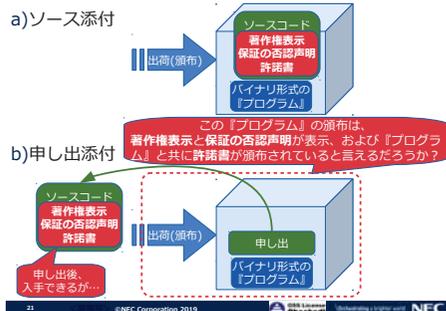
※ソース開示方法b)申し出添付が選択される理由の一つ？  
1. コモディティ製品では、ソースCD一枚の部材増加は重い…

1. 添付後3年間は、受付対応が必要
2. 第1条条件を別途満たす必要がある

1. それぞれの複製物において適切な**著作権表示**と**保証の否認声明**を自立的に適切に掲載し、またこの許諾書および一切の保証の不在に触れた告知すべてをそのまま残し、そしてこの許諾書の複製物を『プログラム』のいかなる受領者にも『プログラム』と共に頒布する…

a) ソース添付ならば、ソース形式で「『プログラム』と共に頒布される」

### ソース開示方法の違いを図示



### コミュニティの多くは容認

i. 「結局、入手できるから、いいじゃないか」 (容認する) と思っているかもしれない、

ii. **実は、(容認するつもりではなかったけど) 条文を読みこなせていないだけかもしれない。**

b) 申し出添付

この『プログラム』の頒布は、著作権表示と保証の否認声明が表示、および『プログラム』と共に許諾書が頒布されていると言えるだろうか？

### 2007年、Skype社がGPL違反で提訴された事例

1. SMC社製IP電話をSkype社がWeb販売
2. GPL違反を認識し、一旦販売し停止
3. ソースがWebから入手可能な旨を述べた申し出を添付の上、販売再開
4. Harald Welte氏との裁判で申し出を添付したから認訴理由がなくなると主張
5. 判事が**ライセンス文(許諾書)**を付なけなければならないと述べ、10万ユーロの賠償金(?)、販売差止の仮処分は棄却。

裁判になると条文通りに「『プログラム』と共に頒布」しないと危険(?)

### 許諾書等は『プログラム』と共に頒布がお勧め

a) 抽出可能ならば問題ない。

b) SDKとして提供されたLinuxディストリビューションから抽出するのは、なかなか大変。

抽出せずに「Ubuntu x.xが含まれます」の表現で済まされているケースが多。黙認されていると思われるが、もし突き詰められると根拠が弱い。

### 可能ならば、ソース添付がお勧め

a) ソース添付

- GPLで、添付方法は問われていない。
- バイナリと共に頒布されればよい。

※だから、バイナリがWeb DLで頒布されるなら、同様の方法でソースもWeb DLで、という選択肢があるのも同じこと。

さらに、ソース格納媒体を製品本体にする対処案

一般に、製品のソース添付する場合、CD/DVDなどの媒体に格納して媒体添付する、と思われるが、**そう、GNU GPLに書かれては、いない。**

製品本体のディスク/メモリ内に格納するメリット。

	バイナリソース	バイナリ
部材(原価)の増加	なし	あり
付属媒体の散逸の可能性	なし	あり

HW内ソースコードへのアクセス手段は、条件ではない

ソースコード開示が必要な理由を考えてほしい

自由ソフトウェアとは？ <https://www.gnu.org/philosophy/free-sw.html>

プログラムがどのように動作しているか研究し、必要に応じて改造する自由 (第一の自由)。

ソースコードへのアクセスは、この前提条件となります。

■著作権を基にしているGNUが、著作物ではないHWに条件を付けるわけが無い

(このバイナリ)プログラムがどのように動作しているか研究し、必要に応じて改造する、のだから

バイナリにアクセスできているのが前提

その前提ならば、その横にソースコードが格納されていて不都合はないはず。

ソース開示していることが分からないのでは？

GNU GPL遵守を示すためにソース開示するのではない

再頒布されるプログラムも自由ソフトウェアであるように、GPLで条件付きの再頒布が許諾されている。

改変の自由(第一の自由)の対象にアクセスもしない、つまり、**バイナリにアクセスもしない受領者にソース開示していることを示すという条件はGNU GPLにはない。**

※それでも「見えていなければGPL違反だ」と言う人はいる。GNU GPLを正しく理解していないかと思えないが、煩わしさを回避するために媒体添付するという選択肢もある。

古典的なUNIX文化のようにソース頒布を基本に

バイナリ

ソースコード

ビルド

xx.patch

ソースコードで頒布して、ビルド。

updateもpatchファイルを作成し頒布

patchコマンドでソース更新しビルド

updateをpatchファイルで頒布するメリット

- テキスト形式だから、GNU GPLv2第2条の条件を満たせばよい
- ソース開示(GPLv2第3条)を気にしなくてもよい
- バイナリのupdateもOSSのバイナリ形式での頒布で第3条ソース開示が条件
- ソース開示していないことを指摘されたトラブルは少なくない

▶トラブルが少ない対策案としてお勧め

バイナリを選択するのなら、理解を高めよう！

著作権を基に理解すれば**GPLの伝播も誤解**とわかる

例えば

ウィキペディアのGPLのライブラリの説明において、何が、間違っただけの言い分、何が、正しい言い分、わかる

[https://ja.wikipedia.org/wiki/GNU\\_General\\_Public\\_License](https://ja.wikipedia.org/wiki/GNU_General_Public_License)

ライブラリ

…、次のようないくつかの異なる見解が存在する。

見解1: プロプライエタリ・ソフトウェアを動的リンク、静的リンクすることはGPLに違反する

見解2: プロプライエタリ・ソフトウェアを静的リンクすることはGPLに違反するが、動的リンクに関しては不明瞭

見解3: リンクは無関係である

その解説は有償講義で

GNU GPLの理解を高める、お手伝いします

■OSSライセンスと著作権法 講義(5H)

第1章 OSSは一般に他人の著作物

第2章 OSSライセンス違反とは

第3章 著作権について **タイトル等変更しました**

第4章 OSSライセンスの概略

第5章 GPL感染/伝播などの都市伝説について

第6章 基本的な対策例

補遺 GPLv3について

補遺2 体制作

次回、2019年3月8日(金) NEC本社で実施。一人8万円の公開(公募)セミナーの開催も可能

詳細は、<https://jpn.nec.com/oss/osslic/異RMPD>